

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

平成31年2月8日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

平成31年度第11回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 平成31年2月8日(金) 午前9時00分から午前10時00分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定
- (4) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届(市街化区域)について
- (5) 議案第2号 許可不要転用届出について

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 磯部 一輝
4番 堀川 眞助	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄考	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

(2) 欠席委員(0人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(8人)

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 上田 幹雄
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	6番 山下 芳廣
7番 紫藤 淳	8番 古庄 隆光	9番 欠席

(2) 欠席委員(1人)

9番 渡邊 幸伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 荒木 博光

農地集積専門員 高山 勇

平成31年度第11回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午前9時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、議長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。

議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、いかがいたしましょうか。

「議長一任」

ただ今、「議長一任」との声がありましたので、私の方で、指名させていただきます。

それでは、議事録署名人に3番 磯部委員 4番 堀川委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の荒木さんを指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字北島1959番1 外2筆

地目：田 合計面積：2,799㎡

申請理由については、親子間の贈与であります。

この議案につきましては、現地調査を2月1日（金）に実施しています。お手元に配布しています。「現地調査写真」のP1～P3をご覧ください。では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員でありあります可村農業委員及び古庄推進委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得するものが取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人はすでに農業従事されており、今回父親の農地の一部を生前贈与受けるものです。取得後も今までどおり主に水稻を作付するとのことです

次に権利取得するものの、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の世帯の経営規模をみますと、耕作面積が17,245㎡でありますので下限面積を満たしております。最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

また、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

8番推進委員

第1号議案の番号1について、8番推進委員が説明します。

譲受人は、兼業農家で仕事の傍ら農業に従事されており、主に水稻の作付けをされております。すでに父親は農業を引退されており、今までも譲受人が主となり営農されておられます。現地調査においても、適正に農地を

管理されており、麦が作付されておりました。特段問題ないと思われま
す。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。

2 番委員 贈与するのに上限の面積があるのですか。

事務局 上限の面積はありません。ただし農地法の下限面積はもちろんございま
す。贈与税の関係で、分けて贈与をされていることも考えられます。その
際の基準は、面積ではなく、土地の評価額が基準になると思います。

議長 他にありませんか。
無いようですので、採決を行います。
第 1 号議案の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めま
す。全員賛成です。
よって議案第 1 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」と
して意見決定とします。
次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」
を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第 5 条は、権利移動の伴う転用でございます。
番号 1 について説明します。
転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字中ノ割 2 4 8 1 番 4 外 1 筆
地 目：畑及び田
転用面積：計 4 4 2 m²
転用目的は、個人住宅です。
権利は、所有権の移転です。
この議案につきましては、現地調査を 2 月 1 日（金）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 4
～P 6 をご覧ください。配布しております農地転用許可申請に係る実質
審査表の第 4 条、5 条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第 1 種農地と判断しました。

（おおむね 1 0 ha 以上の一団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1 の資力及び信用」から「1 0 の法令協
議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はあり
ませんでした。

当該農地は、周辺に 1 0 ha 以上の広がりがある第 1 種農地であり、原則

転用許可不可ですが、転用者が集落内に居住し日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外と判断しております。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

4 番委員 第2号議案の番号1について、地元委員である4番委員が説明します。
本申請地は、東側に農地の広がりがある一団の農地ではありますが、周辺には住宅があるうえ、小規模の農地であり、転用後における周辺農地への影響はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。

5 番委員 第2号議案の番号1について、7番推進委員が説明します。
本申請地は、周辺に農地の広がりがない小集団の農地です。また、基盤整備事業等も行われておらず、優良農地とは言い難い農地です。転用目的は資材置場であり、高い建物等も建たないため周辺農地への影響はないと思われま。よろしくご審議お願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。

1 番委員 今回の申請地は、集落内開発地域にある農地なのですか。

事務局 はい、集落内開発地域の農地であると確認しております。

議長 他にありませんか。
無いようですので、採決を行います。
第2号議案の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。全員賛成です。
よって議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。
事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法

の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より平成31年2月5日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書をご覧ください。

今月は、1の利用権設定が33件の78筆で合計面積156,346㎡です。計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

議長 先月に話があった、果実堂はこの議案分ですね。
解約の際には、事前に事務局に知らせていただく必要があると思います。地元の委員さんも目を光らせていただき、なるべく地元の認定農家に斡旋していただきますようお願いいたします。

事務局 来月から、農業委員、推進委員の活動の確認のため、利用権の更新案件について、皆様に事前確認をしていただこうと考えております。更新案件の把握をしていただき、確実に担い手に再設定行えるようご協力をお願いします。

議長 他にありませんか。よろしいですか。
確認が終わったようですので、採決を行います。
第3号議案の1の利用権設定についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の方の挙手を求めます。
全員賛成です。よって、原案のとおり意見決定することとします。
次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は4件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか。
よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。
次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号は許可不要転用届出でございます。
申請者、及び詳細は議案のとおりです。
転用目的は九電鉄塔建替え工事に伴う工事用地としての一時転用です。

期間は受理後から平成31年9月30日までを予定されております。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？
よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろ
させていただきます。